

平成24年第1回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成24年3月26日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員

1番	矢野 隆行	2番	梶山 幾世
3番	井狩 辰也	4番	市木 一郎
5番	高橋 繁夫	6番	奥村 治男
7番	中島 一雄	8番	丸山 敬二
9番	西本 俊吉	10番	坂口 哲哉
11番	立入三千男	12番	太田 健一
13番	野並 享子	14番	小菅 六雄
15番	田中 孝嗣	16番	三和 郁子
17番	鈴木 市朗	18番	内田 聡史
19番	田中 良隆	20番	河野 司

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	教育長	南出 儀一郎
政策調整部長	東郷 達雄	総務部長	竹内 睦夫
市民部長 (危機管理監)	中島 宗七	健康福祉部長	富田 久和
都市建設部長	橋 俊明	環境経済部長	山本 利夫
教育部長	新庄 敏雅	政策調整部次長	田中 利昭
総務部次長	井狩 重則	広報秘書課長	寺田 実好
総務課長補佐	竹中 宏		

出席した事務局職員の氏名

事務局長	岡野 勉	事務局次長	佐敷 政紀
書記	三上 忠宏	書記	若井 美園

議事日程

第1 諸般の報告

第2 会議録署名議員の指名

第3 議第1号から議第11号まで、議第18号から議第36号まで並びに
請願第1号

(平成24年度野洲市一般会計予算 他30件)

各委員長より委員会審査結果報告

質疑、討論、採決

追加日程第1 議第37号及び議第38号

(平成23年度一般会計補正予算(第7号)他1件)

提案理由説明、質疑、討論、採決

追加日程第2 発議第1号及び発議第2号

(野洲市議会委員会条例の一部を改正する条例 他1件)

提出者説明、質疑、討論、採決

追加日程第3 意見書第1号から意見書第6号まで

(障害者総合福祉法(仮称)の早期制定を求める意見書(案)他5件)

提出者説明、質疑、討論、採決

開議 午後1時00分

議事の経過

(再開)

○議長(田中良隆君) (午後1時00分) 皆さん、こんにちは。

2月29日に始まりました本定例会、いよいよ最終日でございます。十分議論していただきまして、よりよい方向に野洲市を向かっていただきたいと思います。

ただいまの出席議員は20名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

(日程第1)

○議長(田中良隆君) 日程第1、諸般の報告を行います。

出席議員20名、全員であります。

次に、本日の議事日程は、既に配付済みの議事日程のとおりであります。

次に、本日説明員として出席通知のあった者の職氏名は3月9日と同様であり、配付を省略いたしましたので、ご了承願います。

(日程第2)

○議長(田中良隆君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、第17番、鈴木市朗君、第18番、内田聡史君を指名いたします。

(日程第3)

○議長(田中良隆君) 日程第3、各委員長より委員会審査報告書が提出されておりますので、議第1号から議第11号まで、及び議第18号から議第36号まで、並びに請願第1号、平成24年度野洲市一般会計予算他30件を一括議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員長の報告を求めます。

第1番、矢野隆行君。

○1番(矢野隆行君) 1番、矢野隆行でございます。

去る3月7日の本会議におきまして総務常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、3月13日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告を申し上げます。

まず、議第21号野洲市印鑑条例等の一部を改正する条例、議第23号野洲市コミュニティバスの運行に関する条例の一部を改正する条例、議第24号野洲市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、議第25号野洲市長等の給与及び旅費に関する条例及び野洲市教育委員会教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例、議第26号野洲市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例、議第27号野洲市税条例の一部を改正する条例、議第35号滋賀県市町村職員研修センター規約の変更について、以上の7議案を議題として詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し、慎重に審査しました結果、議第21号、議第23号から議第25号まで、及び議第27号、議第35号については、採決の結果、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。また、議第26号については、採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長(田中良隆君) これより、総務常任委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(田中良隆君) ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、文教福祉常任委員長の報告を求めます。

第2番、梶山幾世君。

○2番(梶山幾世君) 2番、梶山幾世でございます。

去る3月7日の本会議におきまして文教福祉常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、3月15日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告申し上げます。

議第28号野洲市ふれあい教育相談センター条例の一部を改正する条例、議第29号野洲市図書館条例及び野洲市歴史民俗博物館条例の一部を改正する条例、議第30号野洲市介護保険条例の一部を改正する条例、議第34号財産の取得について(仮称)野洲第3こども園用地、以上の4議案を議題として、詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し、慎重に審査いたしました結果、議第28号、議第29号及び議第34号については採決の結果、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。また、議第30号については採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、文教福祉常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長(田中良隆君) これより、文教福祉常任委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(田中良隆君) ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、環境経済建設常任委員長の報告を求めます。

第10番、坂口哲哉君。

○10番(坂口哲哉君) 10番、坂口哲哉です。

去る3月7日の本会議におきまして環境経済建設常任委員会に付託を受けました議案及び請願を審査するため、3月19日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について報告いたします。

議第18号「市三宅・行畑・野洲地区」地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例、議第19号野洲市景観条例、議第20号野洲市水道法に基づく技術上の監督業務を行う者を置く水道の敷設工事等を定める条例、議第22号野洲市水防協議会条例の一部

を改正する条例、議第 3 1 号野洲市地域ふれあい公園条例の一部を改正する条例、議第 3 2 号野洲市下水道条例の一部を改正する条例、議第 3 3 号野洲市営住宅管理条例の一部を改正する条例、議第 3 6 号市道路線の認定及び廃止についてを議題として、詳細な説明を受け、慎重に審査いたしました結果、全議案とも全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第 1 号環太平洋経済連携協定（T P P）交渉に関する意見書の提出を求める請願書については、賛成多数にて採択すべきものと決しました。

以上、環境経済建設常任委員会に付託を受けました議案及び請願の審査結果の報告いたします。

○議長（田中良隆君） これより、環境経済建設常任委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（田中良隆君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、予算常任委員長の報告を求めます。

第 1 1 番、立入三千男君。

○ 1 1 番（立入三千男君） 第 1 1 番、立入三千男でございます。

去る 3 月 7 日の本会議におきまして当予算常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、去る 3 月 1 3 日、1 5 日、1 9 日に各分科会を、2 3 日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査をいたしました結果について、ご報告を申し上げます。

議第 1 号平成 2 4 年度野洲市一般会計予算、議第 2 号平成 2 4 年度野洲市国民健康保険事業特別会計予算、議第 3 号平成 2 4 年度野洲市後期高齢者医療特別会計予算、議第 4 号平成 2 4 年度野洲市介護保険事業特別会計予算、議第 5 号平成 2 4 年度野洲市地域医療振興資金貸付事業特別会計予算、議第 6 号平成 2 4 年度野洲市下水道事業特別会計予算、議第 7 号平成 2 4 年度野洲市墓地公園事業特別会計予算、議第 8 号平成 2 4 年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計予算、議第 9 号平成 2 4 年度野洲市工業団地等整備事業特別会計予算、議第 1 0 号平成 2 4 年度野洲市土地取得特別会計予算、議第 1 1 号平成 2 4 年度野洲市水道事業会計予算、以上の 1 1 議案を議題として、詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し、慎重に審査いたしました結果、議第 1 号から議第 4 号までについては、採決の

結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。また、議第5号から議第11号までについては、採決の結果、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、予算常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

以上です。

○議長（田中良隆君） これより、予算常任委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（田中良隆君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

それでは、ただいま議題となっております議第1号から議第11号まで、及び議第18号から議第36号まで、並びに請願第1号の各議案について討論を行います。

討論通告書が提出されていますので、順次これを許します。

まず、第14番、小菅六雄君。

○14番（小菅六雄君） それでは、2議案と1請願について討論を行います。

まず初めに、議第1号平成24年度野洲市一般会計予算について反対討論を行います。

言うまでもなく、昨年3月11日の東日本大震災、また原発事故から1年を経過しました。今なお、震災の復興と原発事故の収束など被災地と国民の切実な願いにこたえることができない中、政治の責任と政治のあり方が問われています。このような中、暮らしと経済を立て直すべき政治が求められているにもかかわらず、現在国会では野田内閣が税と社会保障の一体改革のもと、消費税の増税方向など一層国民生活をおびやかそうとしています。また、昨年11月、関税の撤廃と非関税障壁の緩和・廃止等で農業を初めとする国民生活と経済を壊すTPPへの参加のための協議を進めています。

一方、国民生活の分野でも、平成24年度4月からは物価下落分を理由に年金がカットされます。この物価下落分は年金だけではなく、障害児福祉手当、特別障害者手当、さらには特別児童扶養手当なども同様にカットされます。加えて、住民税の年少扶養控除が6月から廃止されるなど、とりわけ弱い立場の人々に負担を強化しようとしています。

一方、実施年度は25年度からですが、復興財源、防災財源という名のもと、住民税均等割りの値上げ方向、さらには国がみずから招いた財政破綻を棚上げするかのようになり、本来正当な財源措置をすべき地方交付税ではなく、多額の臨時財政対策債を発行させるなど、今後地方財政を一層困難な事態へ追いやろうとしています。

以上、市民と地方自治体を取り巻く現状を述べましたが、このようなとき必要なことは、限られた財源の中でいかに市民の暮らしを守る行財政運営を行うのかが問われています。この観点で24年度当初予算を見ますと、これまでから指摘し、市民の皆さんから要望がありました24年度から全学童保育所で、これまで基本的には3年生までの保育を6年生にされること、現在篠原小学校などで問題がありますが、全市内中学校、小学校の耐震改築を進められていること、また集中改革プランで中止されていた臨時プールを再開されることなど、今後具体的な推進について検証が必要であります。農業振興計画を策定し推進されることなど、市民の皆さんの期待にこたえる施策・予算については評価するものがあります。

しかし、問題は全体を見た場合、そういう立場に立っているかであります。

本定例会でも議案質疑の際、指摘しましたが、集中改革プランによる福祉・医療にかかわる負担の強化、サービス切り捨て、また県下市町の中で極めて高い国保税負担となっておりますが、一般会計からの繰り入れをふやし、負担軽減への努力が見られないことや、福祉・医療で犠牲が継続強化されています。

現在、本市でも生活保護受給世帯や就学援助世帯が増加しておりますし、年収200万円以下も増加の一途であります。さらに雇用不安と非正規労働者の増加、市民生活がこれほど大変なとき、一連の集中改革プランによる負担強化、サービス切り捨ては一層市民の暮らしを困難な状況に追いやることではないでしょうか。

一方、民主主義の分野でも、これも指摘しましたように、同和行政関係予算・施策でも指摘しましたが、今後5年間の終了方向として出されてはいますが、24年度予算では直ちに見直しが必要である部分についても継続されています。つまり、結果として、これまでの同和行政の踏襲と言わなければなりません。例えば、昨年来からの予算審議でも指摘しましたが、特定の運動団体である部落解放同盟が事実上主催する各種の全国集会などの参加に補助金を計上するなど、民主的な行政とはかけ離れています。

以上、簡単ですが、本予算の反対討論とします。初めに言いましたように、今後におかれては、市民の福祉と暮らし、また安全を守る立場での行財政運営を推進されることを求め、討論といたします。

次に、議題26号野洲市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について反対討論をいたします。

本議案は、提案説明にもありましたが、一昨年の人事院勧告に基づく55歳を超える職

員に対して給与を1.5%減額することについて、本市の場合は集中改革プランを実施していたことからこれを見送りましたが、今回これを実施しようとするものであります。言うまでもなく人事院勧告に基づく国家公務員、また地方公務員については、ご承知のように1998年以来一貫して下げられてきました。この十数年間でも一時金の期末手当等の削減を含め、実質で平均約80万円引き下げられたとの試算もあります。

一方、経済の状況は一向に回復の兆しは見えません。企業倒産や失業率は今なお高水準であります。さらに、不況に加え、震災による経済の低迷も追い打ちをかけていると言われています。

ですから、1点目に、このような時期に公務員給与引き下げは地域経済、ひいては本市経済に重大な影響を与えることは必至であります。

2点目には、この2年間集中改革プランで、期末手当の大幅な削減などがされてまいりました。私は、市民への多様な行政施策推進を進める職員に対して、毎年のように相次いで給与・期末手当等の削減・減額することは職員の士気に与える影響は避けられないものと考えます。

3点目には、これも一貫して主張していますが、民間と公務員を対立させ、給与の引き下げを繰り返すことは、私は本来行政が行うことではないと考えます。

以上の理由によりまして、本条例改正には反対するものであります。

続きまして、請願第1号環太平洋経済連携協定（TPP）交渉に関する意見書の提出を求める請願書について、賛成討論を行います。

請願の趣旨にも書かれていますように、野田首相が昨年11月、TPP交渉参加に向け関係国と協議に入ることを表明いたしました。この際、野田首相は参加協議に当たり、情報収集の説明責任を果たし、十分な国民議論を経た上で結論を得ていくということでありました。

しかし、このことは、その後ニュージーランド政府がTPP交渉国の中で交渉文案や各政府の提案、説明資料などについては、最後の交渉会議から4年間は機密扱いにするという合意があることが明らかになりました。さらに、皆さんも報道などでご承知だと思いますが、野田首相及び関係閣僚は、このTPPに対しまして、国益は守る、守るべきものは守ると言いましたが、昨年11月のAPEC開催直前の野田首相とオバマ大統領との首脳会談で、オバマ大統領からTPPはすべての品目が対象であるとくぎを刺されています。

また、ことし2月には、政府がアメリカの要求に従って全品目を交渉のテーブルに乗せ

ることを約束していたことが明らかになりました。

以上のことから、T P Pそのものが例外なき関税の撤廃、非関税障壁の廃止・緩和等で、日本農業のみならず、国民生活や経済のあらゆる分野で重大な影響を与えることが明確となりました。

具体的には、これも請願に書かれていますように、農林水産業を初め、医療では、例えば公的医療保険制度の解体、民間営利企業の病院経営参入、混合診療の導入など、医療の崩壊、また社会保障、金融と保険等のサービスの自由化、さらには食の安全性、医療品等の国内規制基準の緩和と撤廃など、あらゆる分野で影響を与え、戦後我々国民が営々とつくり上げてきた国の形を壊し、変えるものであります。

加えて、一言申し上げますと、一般質問でも触れましたが、現在本市では今後の野洲市農業の方向を決める農業振興計画の策定を進めています。一般質問では具体的な振興施策を求めてきたところではありますが、それはそれとして、もしT P Pとなれば、策定されようとしている振興計画はまさに機能しなくなるものと考えます。

ですから、今、農業関係者の皆さんはもちろん、あらゆる分野の皆さんが共同でT P P阻止の大運動をされています。今回、野洲市議会でも提出されましたこの請願では、J Aおうみ富士とともに守山野洲医師会と共同で提出されています。さらに、これもご承知のように、全国的にも、そして滋賀県でも、文字どおり政党の立場や、また各分野、これらの垣根を超え、T P P阻止での一大運動が広がっています。

このことは、滋賀県でも去る3月5日、T P Pから県民のいのちと暮らし／医療と食を守る県民会議の結成総会が開催されています。この県民会議は、J A滋賀中央会会長、県医師会会長、また県老人クラブ連合会会長、さらには県内の12市町長ら92団体279人が賛同して、呼びかけ、結成されたものであります。この中には、本市でも山仲市長及び秦眞治元町村議長会会長も呼びかけ人に名前を連ねておられます。つまり、国民の合意と了解のないT P Pには参加しないことを求める1点で共同組織が立ち上がっているものであります。

以上、このように本市のみならず全県、全国において「T P P参加やめよ」が国民的な大きな要求となっています。よって、私は市民多数の願いを込めました本請願について、賛成するものであります。

以上、討論といたします。

○議長（田中良隆君） 次に、第8番、丸山敬二君。

○ 8 番（丸山敬二野君） 第 8 番、丸山敬二です。

それでは、ただいま議題となっております議第 1 号平成 24 年度野洲市一般会計予算について、賛成の立場から討論を行います。

現下の国内外の経済状況に明るい要素はほとんどなく、本市の税収も大きな減収見込みとなっております。こうした中で、平成 22 年度から 2 年間取り組んできました財政健全化集中改革プランも平成 23 年度で終了しますが、平成 24 年度の本市の予算は、市長の市民サービスは低下させないという基本方針のもと、緊急かつ重要度の高い事業に取り組む予算となっております。中でも、懸案事項となっております野洲クリーンセンターの更新事業につきましては先般の地元の臨時総会で立地の承認をいただき、具体的な整備に向けた予算が計上されております。

ハード事業としましては、安全・安心なまちづくりの一貫として、東消防署の移転新築及び防災センター拠点施設整備や、子育て支援対策として、(仮称)野洲第 3 こども園の整備、J R 野洲駅利用者の安全と利便性向上のための野洲駅前広場の整備を初めとする周辺の道路整備、さらに幼稚園、小・中学校の施設の改修・改築など、教育環境の整備に配慮した予算となっております。

また、ソフト事業では、総合計画改訂に基づく都市計画マスタープランの見直しを初め、東北大震災の経験から、特に原子力災害への対応等を中心とする地域防災計画の見直しなどのほか、特別支援教育や不登校対策の支援体制の充実、学童保育所の小学校 6 年生までの児童の受け入れなどの子育て支援の拡充、障害者に配慮した新たな福祉施策や、市民への医療サービスへの提供のあり方についての検討など、子どもから高齢者まで切れ目のないきめ細かいサービスを提供する事業が計上されています。

そして、山仲市長の任期の最終年度を迎え、市政の課題を直視し、市民の目線に立ったきめ細かな予算となっていると考えます。今後は財政調整基金を初めとする各種基金残高の減少や、実質公債費比率の上昇など、財政状況の厳しさは一段と増すものと思います。

市長におかれましては、さらなる行財政改革の推進に取り組んでいただきながら、着実な行政運営に努められることを要望いたしまして、平成 24 年度一般関係予算についての賛成討論といたします。

○ 議長（田中良隆君） 次に、第 6 番、奥村治男君。

○ 6 番（奥村治男君） 第 6 番、奥村治男です。

議第 26 号につきまして賛成討論をいたします。議第 26 号野洲市職員の給与に関する

条例等の一部を改正する条例に関し、賛成の立場から討論をいたします。

本条例は、昨年までに行われておりました人事院勧告のうち、実施が見送られておりました55歳を超える職員に対する給与の低率減額及び給与表切りかえに伴う経過措置額を減額するものであります。人事院勧告は、公務員の労働基本制約の代償措置として、職員に対して適正な給与を確保する機能を持つものであります。公務員の給与は、市場原理により決定が困難であるため、その時々を経済・雇用情勢を反映して決定される民間給与に準拠して決められているという原則があります。不況が続く、民間の給与が上昇の気配を見せない現時点では、公務員の給与の減額もやむを得ないものと考えざるべきであります。

今回の条例改正は、財政健全化集中改革プランにより、人事院勧告以上の独自に削減されていた野洲市の職員の給与について、財政健全化集中改革プランが終了し、給与額がもとの水準に回復したため、人事院勧告に基づく給与減額を行おうとするものであります。従来から人事院勧告に準拠して改正されてきました経緯を踏まえ、全国的にも既に実施されていることから、妥当な措置と考えられますので、本条例について賛成するものであります。

議員各位のご賛同をいただきますようお願い申し上げます、議第26号の賛成討論といたします。

○議長（田中良隆君） 次に、第13番、野並享子君。

○13番（野並享子君） 議第2号平成24年度野洲市国民健康保険事業特別会計予算について、反対討論を行います。

国民健康保険の加入世帯比は33%です。自営業者、農業者、年金生活者、非正規雇用者など、所得基盤の低い人が多く、非課税世帯が25%とされています。このような状況の中ですが、国の負担はふえるどころか、前期高齢者の交付金は2億1,580万円ふえ、14億2,280万円となっています。この交付金は国から来るのではなく、サラリーマンが加入する政府管掌の健康保険や健保組合の保険料から交付されています。そして、その分国庫支出金は1億3,000万削減されています。根本的には国の負担金をふやすことが必要であります。

2009年度決算で、1人当たりの保険税は8万5,550円で、県下8番目でした。2010年度では9万9,634円で、県下で4番目です。代表質問の答弁で、滞納世帯の多い階層として33万円以下が15%、33万から103万円以下が11.2%ということで、103万円以下の世帯で全体の26%滞納しているという状況であります。高過

ぎる国保税を下げるために一般会計からの繰り入れをしている自治体もあり、野洲市でも検討すべきであります。

滋賀県の社保協が昨年10月に調べた調査によりますと、県下全体で資格証明書を1,262世帯に交付しています。そのうち、野洲市は134世帯、1割以上を占めています。県下で4番目の交付率であり、2.1%です。短期保険証の発行は県下で1万1,765世帯、うち野洲市は282世帯、野洲市の加入世帯の4.5%でありまして、15番目です。

滋賀県下を見たとき、高島市や竜王町では資格証明書は発行しておらず、短期保険証を交付し、保険証がない状況はつくっていません。野洲市は資格証明書の約2倍が短期保険証となっています。このような傾向のまちは近江八幡市や甲良町や豊郷町であります。大津市では、資格証明書は39世帯、短期保険証は3,149世帯であり、資格証明書の発行は大体100倍ぐらい、発行の100倍ぐらいの短期保険証を交付しています。

基本的に健康保険証を交付し、だれもが社会保障を享受できるようにするのかが行政の姿勢としてあらわれているのではないのでしょうか。滞納意識を高めてもらうために資格証明書を発行しているという野洲市の姿勢ですが、納税相談はまず保険証を交付してから行うのが社会保障制度の観点ではないのでしょうか。納税優先の野洲市の健康保険事業に反対をします。

昨年から44条に基づいた窓口負担の減免ができるようになりましたが、国保加入者に周知されていません。そのために全国的に手おくれで死亡する方が多発しています。野洲市ではそのような方はおられないと言われましたが、全国の民医連の関係の調査で、死亡された67人の6割の方が無保険者です。亡くなられた方のうち72%が50から60歳の男性、全国の医療機関で換算すると5,583人になると言われています。

予算分科会で、資格証明書の発行は野洲市では142人と言われました。この方たちは手おくれで死亡するかもしれない予備軍ではないのでしょうか。もっと制度の周知を行う必要があります。日本の行政は申請主義で、本人からの申請がない限り適用しません。知らない方は、せっかく制度があっても利用しない状況が生まれます。民医連の関係の診療所や病院では、この制度を知らせ、低所得者の方々の医療費の負担を軽減しています。一人一人の命を救うことと、健康で長生きできる予防保険制度の充実を求め、反対討論といたします。

議第3号平成24年度野洲市後期高齢者医療特別会計予算について、反対討論を行います。

す。

後期高齢者医療は、75歳以上の高齢者が加入する保険制度です。県段階で広域で運営されており、保険料は2年に1度見直すことになっています。2月16日の広域連合議会で、9.9%の値上げで平均5,569円の値上げ、平均保険料は6万1,618円にすることを可決しました。公的年金が80万円のひとり暮らしの方は306円の値上げにとどめる軽減措置がありますが、年金250万円の世帯は年間1万2,177円の値上げになります。この制度は、医療窓口負担を除いて、公費が5割、若い世代が4割、残り1割を75歳以上の方々の保険料で賄う仕組みになっています。そのため、医療費がふえれば保険料が上がる仕組みになっており、連続の値上げです。民主党はこの制度は廃止するとマニフェストに掲げていましたが、現在では撤回しています。この先、後期高齢者の保険料は制度の見直しが行われない限り、天井知らずに保険料は上がっていきます。既に滞納者が出ており、全国で昨年6月の時点で28万人、そのうち2010年度では1,972人が滞納し、差し押さえ処分までされています。差し押さえの総額は1億8,900万円、滋賀県では36人で173万円が差し押さえ処分されています。野洲市の場合はないということですが、今後起こり得ることであり、命と健康、暮らしを守る点から、後期高齢者医療制度は廃止し、社会保障制度から排除されない仕組みをつくる必要があります。イギリスでは、すべての国民は医療費は無料、逆に病院の窓口で交通費が支給されます。高齢者が安心して老後を送れるように求め、反対討論といたします。

議第19号野洲市景観条例について、賛成討論を行います。

野洲市で初めてつくられる景観条例です。市民の大きな期待があります。1年間議論を重ねられ、条例ができたことをうれしく思います。この条例の前文にあるように「美しい景観はかけがえのない市民共有の財産であり、これらの景観を守り育て、次世代へと引き継ぐことは私たちの使命である。私たち一人一人がふるさと野洲への愛着と誇りを持ち、みんなが住みたい、住み続けたいと実感できるまちを目指し、ここに野洲市景観条例を制定する」となっています。土地には私有財産権があり、容積率の基準までの空間を含め私有財産になっています。しかし、この前文では景観は市民共有の財産とうたわれており、空間を市民共有の財産としている意味は大きなものがあります。

また、景観法、平成16年6月18日に制定されましたが、この第2条の基本理念の5項目めでは、良好な景観の形成は現にある良好な景観を保全するのみにあらず、新たに良好な景観を創出することを含むものであることを旨として行わなければならないとしてい

ます。

ふるさと滋賀の景観を守り育てる条例は、昭和59年7月につくられ、平成9年、12年、16年、20年、23年と改正が行われています。事業者の責務は、平成12年に一部改正され、また県の責務は景観法に基づき平成16年10月に一部改正され、「県は県土の景観形成に関し、必要な調査を行うとともに、基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。市町が行う景観形成に関する施策との整合に努めるものとする」と努力義務の内容のまま現在に至っています。

また、守山市では、平成20年3月に守山市景観条例がつくられ、6月に規則も含め施行されました。この守山市景観条例の市の責務では「公共施設の整備に当たっては、良好な景観形成に先導的役割を果たさなければならない」など、4項目はすべて強制的な文言となっています。しかし、野洲市の条例の市の責務では、守山市と同じように4項目ありますが、「先導的な役割を果たすように努めなければならない」など、2項目が努力義務となっています。

京都市では、昭和47年に美観地区、また巨大工作物規制区域など、全国初の条例を設けたり、平成7年に市街地景観整備条例などがつくられましたが、景観が損なわれていることを憂い、平成19年7月に新たな景観施策による高度地区や眺望景観創生条例などがつくられました。政策の素案に対して平成18年11月から1カ月間意見募集が行われ、1,410件の意見が出されました。さまざまな意見を受けて、市は支援策を制定しました。京町家まちづくりファンドにおいて、改修や耐震の助成、既存の分譲マンションの維持管理や建てかえに対するアドバイザー派遣制度の創設、建てかえ融資制度の創設、分譲マンション耐震改修助成制度の創設、建てかえ工事費の助成に関する制度の創設など行っています。この条例ができてからは、町家を利用した喫茶店やケーキ屋さんなどが開店し、まちに溶け込んでいます。

県の条例は、第1条の目的や第2条の定義などは平成20年3月に一部改正が行われ、景観法に基づき啓発、景観指針、景観行政団体協議会、市・町への協力要請、景観計画など、さまざまな内容が追加されました。野洲市の条例案では、4月から7章の景観審議会を選考し、その他は6月からの施行となり、10月までに重点地区の区域を決めるなど、景観計画が策定されることになっています。本会議や、また委員会での審議で明らかになったことは、順次地区を決めていくということになっています。

しかし、現在議論されている計画でも眺望点がA地点では1.5メートル、B地点では

2階の6メートルとなっているなど、なぜ開きがあるのか説明がつかず、地元との協議では京都市と同様に財産権の侵害や補償などが出されているとお聞きいたしております。このような声に対して、市としての姿勢が問われてきています。

京都市では、「今回の高さ規制は、市民の皆さんの共有の財産である京都の景観を守るために、都市計画として定めるものであり、財産権に含まれる社会的制約として、補償の対象にならないと考えています。一般に、財産権は、必ずしも自由に行使できるものではなく、調和のある共同生活を営む上において、社会的制約がその権利の中に含まれているとされており、その財産が使用できなくなるなど、極端な財産権の制限でない限り、財産権に制約が課せられることに対して、補償の対象にならないとされています」と、こういうことを答弁いたしております。

景観条例をつくっても拘束力はなく、守山市のピエリは商業地域だから建設ができています。京都市のように、都市計画と合わせて複合的に行う必要があるかと思えます。今後、懸念されるのが行畑の井上医院跡地や旧中山道の野洲地先の更地になった土地などがあります。これからもこのような地域が出てくると考えられます。重点地区に入る前に建設されることが起これば、条例は絵に描いたもちになります。このようなことにならないように、市民の共有財産である良好な景観をつくることを求め、賛成討論といたします。

○議長（田中良隆君） 次に、第18番、内田聡史君。

○18番（内田聡史君） 18番、内田聡史でございます。

ただいま議題となっております議第2号平成24年度野洲市国民健康保険事業特別会計予算について、賛成討論を行います。

医療費の増加が社会問題となっている中で、国民皆保険制度の基礎となる国民健康保険は財政的に厳しい状況が続いています。国民健康保険を初めとする医療保険制度は、相互扶助制度として成り立っています。すなわち、必要となる需要に対して加入者相互の負担で賄っていく制度であり、必要な需要に対しては必要な負担を求めていくというのがまずは基本ではないでしょうか。

そうしたことから、一般会計からの繰入金が増額については、国保加入者以外の人たちの税金も含まれており、国保の税率を引き下げる目的で必要以上の繰り入れを行うことは結果として医療保険の公平性を著しく欠くことになると思います。新年度の税率については、改訂は行っておられませんが、医療費の増加は自分たちの負担にはね返ることを啓発していくことが健全な国保運営とつながっていくのではないのでしょうか。

このような状況の中、平成24年度の予算案を見ますと、特定健診事業では生活習慣病の予防や病気の早期発見のため一部負担金を引き続き無料とされており、また新たに後発医薬品、いわゆるジェネリック医薬品の普及事業を計上され啓発されることになっており、創意工夫により国保加入者の健康づくりの支援を図られた予算編成であると考えます。

今後、国民健康保険の広域化や医療保険制度の改正が見込まれる状況となっておりますが、市が現行制度において堅実な運営と安定した医療の確保に努められることをお願いして、議第2号平成24年度野洲市国民健康保険事業特別会計予算について、賛成の討論とさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 次に、第2番、梶山幾世君。

○2番（梶山幾世君） 2番、梶山幾世でございます。

ただいま議題となっております議第3号平成24年度野洲市後期高齢者医療特別会計予算について、賛成討論を行います。

後期高齢者医療保険制度は、平成20年4月実施以来、高齢者医療において、その制度機能を発揮し、被保険者である高齢者にとって一定の役割を果たしてきましたが、国において新たな制度創設へ向けた議論が行われつつあります。この新たな制度創設に当たりましては、何よりも市民、とりわけ高齢者が安心して暮らせる医療制度となるよう期待いたします。

さて、この平成24年度後期高齢者医療特別会計予算の中身を見てみますと、基本的な枠組みは変わりませんが、予算総額が前年度から約5,547万円の増額となっております。中でも、保険料収入は4,587万1,000円の増額となっており、これは平成24年度から第3期保険料率の改訂が行われることによる影響と推察をいたします。

2月16日、広域連合議会で可決されました滋賀県の第3期保険料改訂率は、第2期保険料との比較で上昇率9.94%、県平均1人当たり年額5,569円の引き上げでございますが、第3期25年度は、後期高齢者数の増加や平均年齢上昇による1人当たりの医療費の増加等を加味して試算すると、保険料上昇率は16.72%となることを、今回の改訂では9.94%の上昇にとどめているとのことであります。これは、決算剰余金や財政安定化基金を活用し、特に滋賀県では審査支払い手数料を市町負担とするなど、可能な限りの抑制策がとられたことによるものと認識しており、その努力は一定評価できるものと考えます。

こうしたことから、今回提案されております平成24年度後期高齢者医療特別会計予算

につきましては、滋賀県後期高齢者医療広域連合議会で決められた保険料等をもとにしながら、本市の保険料収入や広域連合への納付金を初め、保険料の徴収事務や各種相談、申請受付、通知義務など、必要な経費を適正に計上されたものであります。

今後とも、高齢者に不安や混乱を与えることのないよう、新制度移行まで継続的、安定的に医療を受けられるように制度運営に努力し、その執行に当たっては関係法令を遵守し、経費の節減と適切かつ円滑な予算執行に当たられることを希望し、賛成討論といたします。よろしく願いいたします。

○議長（田中良隆君） 次に、第12番、太田健一君。

○12番（太田健一君） それでは、議第4号平成24年度野洲市介護保険事業特別会計予算及び議第30号野洲市介護保険条例の一部を改正する条例に対する反対討論を行います。

今回の介護保険料改正は、第5期介護保険事業計画に基づくもので、平成24年度から26年度の3カ年の保険料を定めています。第4期、これは平成21年から23年度の保険料は第4段階の基準額で見ますと、年額5万2,680円、これは月額にすると4,390円。これが今回の第5期計画に基づく保険料では、年額5万9,400円、月額に直すと4,950円となり、平均で12.8%の大幅な値上げとなっています。

そもそも、介護保険制度というものはサービス料がふえればふえるほど、また介護サービスや施設が充実されればされるほど保険料が高くなっていくという制度矛盾というものがああります。基本的には、この制度導入時以前のように介護にかかわる国の負担の増額が必要であると考えます。

そういった中で、自治体そのものの独自の努力というものも求められますが、まず1点目に、今回の算定に関して大きな問題があると考えます。これは、平成25年度4月オープン予定の100床の老人保健施設建設を前提として、保険給付費や保険料を算定基準として設定していますが、現実にはたった1年での施設建設は不可能に近いと考えます。となると、結果的には保険料の先取りとなり、高齢者の方々にとっては無駄な負担増となることが考えられます。行政側としてはとり過ぎた分は基金に積むとしていますが、本来は3年間のサービス料をしっかりと見込んでの算定を行った上で第1号被保険者が保険料を払うというものであり、単に余ったら第6期へ回せるというような考えは、制度上は想定していないはずだと考えます。そのような安易な考えはいかがなものかと考えますし、さらに高齢者の方々にはサービスをいつまで利用できるかということがわからないため、これ

は単なる負担増だけが残るといような結果にもなります。こういった点から、市民側の視点、高齢者の立場に立った観点というものが欠けているのではないかと感じています。

2点目に、第4期の第8段階から今回の第5期の保険料は10段階と細分化されていますが、このこと自体は評価できるものだと考えます。ですが、第1段階の算定基準額は軽減がなく、0.5のままとなっています。この第1段階というのは、生活保護世帯や高齢福祉年金世帯でありまして、ぎりぎりの生活の中での値上げとなり、負担増となります。

議案質疑の市長の答弁の中で、第1段階の数は少ないとありましたが、実際は72名ほどおられ、これが1名や2名であっても、そもそも数の多い少ないの問題ではないと考えます。さらに、保護費の中に含まれるために負担増とはならないとの答弁もありましたが第1段階の対象者は生活保護世帯だけではなく、低所得者や無年金、所得のない人たちからも徴収することになっています。

第5期の計画の中で、介護保険料は全国的に大幅な上昇が見込まれており、本市も同様これまで以上にそれぞれの被保険者の負担能力に応じて保険料を賦課する必要があると定めていますが、もし仮にそうであるならば、能力に応じた算定基準の見直しを行うべきであり、第1段階の0.5を引き下げる努力が必要であると考えます。

以上、大きく2点の問題点を指摘しまして、この議案に対する反対討論とします。

○議長（田中良隆君） 次に、第3番、井狩辰也君。

○3番（井狩辰也君） 第3番、井狩辰也です。

ただいま議題となっております議第4号平成24年度野洲市介護保険事業特別会計予算及び議第30号野洲市介護保険条例の一部を改正する条例について、賛成討論をいたします。

介護保険制度については、平成12年4月に施行後10年以上たちましたが、要介護認定者及び介護サービスの利用者は大幅に増加し、介護給付費についても年々増加の一途をたどっております。

平成24年度野洲市介護保険事業特別会計予算においては、要介護認定者の増加に加えて、介護報酬と地域区分にかかる見直しによる保険給付費の増加が見込まれ、保険給付費全体では前年度当初予算よりも9,421万円増の27億3,535万7,000円となっており、歳出総額では1億1,594万9,000円増の29億3,529万2,000円となっております。

また、歳入においては、第5期介護保険事業計画に伴い、平成25年度以降、介護老人

保健施設や認知症対応型のグループホームの整備などにより、今後3年間の介護サービスを受給される方の増加が見込まれるため、介護保険条例の改正後の金額として年額5万9,400円を基準として歳入を算定し、現年度分の介護保険料は前年度比7,942万円増の6億4,705万6,000円となっています。

社会情勢の厳しい折、介護給付費の増加により、65歳以上の被保険者の介護保険料が値上げされることは大変心苦しく、できれば現状の介護保険料で介護保険事業の運営を行ってほしいとは思いますが、介護保険法で介護給付額のうち、21%を保険料収入に充てる必要があると規定されており、ほかにもルールに基づく適正な予算が組み込まれていることから、やむを得ない措置であると考えます。

また、介護保険料は全国平均で月額5,000円を超えるような新聞報道等がありましたけれど、本市においては3年間で介護保険給付準備基金の残高の全額を取り崩すよう、今回も3,721万9,000円を歳入に見込まれており、また拠出してきた介護保険財政安定化基金の返還分1,624万2,000円を充てることで、月額4,950円と保険料の上昇の抑制に努力されております。そのほかにも、非課税世帯の方の負担をおさえるようにするため、高所得者の算定段階を細分化して10段階までふやし、算定基準も見直された中で、基準額の月額が5,000円を下回るようにされていることは一定評価できるものだと考えます。

高齢者施策として考えてみますと、高齢者の方々が介護の必要な状態となっても毎日の生活を安心して送ってもらえるよう、そして十分な介護サービスを受けてほしいというお気持ちは皆さん同じ考えであると思えます。このため、高齢者ご本人及び介護者が必要としている施設整備を行い、充実させることは大切なことであり、その実施によって介護給付費がふえることで、必然的に介護保険料が値上げとなることはやむを得ないことではないでしょうか。

今後は、介護保険料の値上げによって高齢者の方には今まで以上に負担をかけることとなりますことから、市においては十分広報等を通じ介護保険制度の周知を行っていただくとともに、介護サービスの充実を図りながら予算の適正な執行管理をお願いし、平成24年度野洲市介護保険事業特別会計予算及び野洲市介護保険条例の一部を改正する条例の賛成討論とします。

○議長（田中良隆君） 以上で討論を終結いたします。

これより、順次採決いたします。

まず、議第1号から議第4号まで、議第26号及び議第30号の議案6件について一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま宣告いたしました議案6件については、各委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長(田中良隆君) ご着席願います。起立多数であります。よって、議第1号から議第4号まで、議第26号及び議第30号の議案6件は各委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第5号から議第11号まで、議第18号から議第25号まで、議第27号から議第29号まで、及び議第31号から議第36号までの議案24件について一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま宣告いたしました議案24件については、各委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(田中良隆君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第5号から議第11号まで、議題18号から議第25号まで、議第27号から議第29号まで、及び議第31号から議第36号までの議案24件は各委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願第1号について採決いたします。

環境経済建設常任委員長の報告は、採択すべきものであります。

お諮りいたします。

請願第1号環太平洋経済連携協定(TPP)交渉に関する意見書の提出を求める請願書を採択することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長(田中良隆君) ご着席願います。起立多数であります。よって、請願第1号は採択と決しました。

暫時休憩をいたします。再開を午後2時25分といたします。

(午後2時09分 休憩)

(午後2時25分 再開)

○議長（田中良隆君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

まず、野洲市の広報担当より、写真撮影の申し出があり、これを許可いたしました。

次に、太田議員より発言を求められておりますので、これを許します。

○12番（太田健一君） 先ほどの反対討論の中で誤りがあったので、訂正したいと思えます。

平成25年度4月オープン予定の100床の老人保健施設建設を前提としたと発言しましたが、議案質疑の中でも、このオープン予定は間に合わないかもしれない、25年度中になるというような市長答弁でして、ここで私が断言してオープンというふうに発言したことをおわび申し上げます。

ただ、補足説明として、オープン予定は4月ではないということですが、算定基準の中にはこの4月オープンを予定して計算されているとわかりました。

○議長（田中良隆君） お諮りいたします。

議第37号及び議第38号、発議第1号及び発議第2号、並びに意見書第1号から意見書第6号までを日程に追加し、議題といたしたいと思えますが、これにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中良隆君） ご異議なしと認めます。

よって、議第37号及び議第38号、発議第1号及び発議第2号、並びに意見書第1号から意見書第6号までを日程に追加し、議題とすることに決しました。

（追加日程第1）

○議長（田中良隆君） 追加日程第1、議第37号及び議第38号平成23年度野洲市一般会計補正予算（第7号）他1件を一括議題とします。

事務局に議件を朗読させます。

○事務局長（岡野勉君） どうも、ご苦労さまでございます。

それでは、議件を朗読させていただきます。

議第37号平成23年度野洲市一般会計補正予算（第7号）、議第38号平成23年度野洲市下水道事業特別会計補正予算（第4号）、以上であります。

○議長（田中良隆君） 議件の朗読が終わりましたので、市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（山仲善彰君） それでは、本日追加で提出いたしました議案の提案理由をご説明申し上げます。

まず、議第37号平成23年度一般会計補正予算（第7号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正につきましては、土木費の野洲駅周辺土地基盤整備事業費で、翌年度に繰り越す事業費について1,800万円を追加するものです。

次に、繰越明許費につきましては、本年2月に国庫補助金等の追加内示を受け、本議会でご承認いただきました一般会計補正予算（第6号）に計上しております事業で、当然本年度内の完成が見込めない事業や、その他地元や関係者との調整などに日数を要し、年度内の完了が見込めない事業、合計14件事業、総額で12億8,593万5,000円を翌年度に繰り越すものでございます。

次に、議第38号平成23年度下水道事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、公共下水道事業の雨水幹線設計業務委託で、区域の追加、地元や関係機関との調整などで日数を要し、年度内の完了が見込めないため、当該事業費1,000万円を繰り越すものでございます。

以上、追加提案させていただきました補正予算の提案の理由といたします。ご審議よろしくをお願いいたします。

○議長（田中良隆君） これより、ただいま議題となっております議第37号及び議第38号の各議案について、質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（田中良隆君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。

議第37号及び議第38号の各議案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中良隆君） ご異議なしと認めます。

よって、議第37号及び議第38号の各議案については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、議第37号及び議第38号の各議案について、討論を行います。討論はございま

せんか。

(「なし」の声あり)

○議長(田中良隆君) 討論がないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより順次採決いたします。

お諮りいたします。

まず、議題37号平成23年度野洲市一般会計補正予算(第7号)については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(田中良隆君) ご着席ください。起立全員であります。よって、議第37号は原案のとおり可決されました。

次に、議第38号平成23年度野洲市下水道事業特別会計補正予算(第4号)については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(田中良隆君) ご着席ください。起立全員であります。よって、議第38号は原案のとおり可決されました。

(追加日程第2)

○議長(田中良隆君) 追加日程第2。発議第1号及び発議第2号野洲市議会委員会条例の一部を改正する条例他1件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。第16番、三和郁子君。

○16番(三和郁子君) 16番、三和郁子でございます。

去る1月16日に開催いたしました議会改革特別委員会で決定いたしました発議第1号野洲市議会委員会条例の一部を改正する条例について、提案理由を説明いたします。

昨年4月から施行になっております野洲市議会基本条例では、市民が参加する議会を目指すため、本会議のほかすべての会議を原則として公開することを規定しておりますが、現在の野洲市議会委員会条例では、委員会の傍聴はすべて委員長の許可制となっております。野洲市議会基本条例と野洲市議会委員会条例のこの2つの条例の整合性を図るため、所要の改正を行うものであります。

なお、本条例につきましては、交付の日から施行するものでございます。

発議第1号と同日の議会改革特別委員会で決定されました発議第2号野洲市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例についてのご説明を申し上げます。

本条例は、議会議員の期末手当について、財政健全化集中改革プラン終了後の財政健全化堅持のための取り組みとして、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間、6月及び12月に支給する期末手当について、それぞれ10%減額とするものであります。

以上、一部を改正する条例につきましての説明といたします。

なお、本条例につきましては、平成24年4月1日から施行するものであります。

以上です。

○議長（田中良隆君） それでは、ただいま議題となっております発議第1号及び発議第2号について、質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（田中良隆君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第1号及び発議第2号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中良隆君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号及び発議第2号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、発議第1号及び発議第2号について討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（田中良隆君） 討論はないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

まず、発議第1号野洲市議会委員会条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（田中良隆君） ご着席願います。起立全員であります。よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

次に、発議第2号野洲市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(田中良隆君) ご着席願います。起立全員であります。よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

(追加日程第3)

○議長(田中良隆君) 追加日程第3。意見書第1号から意見書第6号まで、障害者総合福祉法(仮称)の早期制定を求める意見書(案)他5件を一括議題とします。

それでは、順次提出者の説明を求めます。

まず、意見書第1号について、第9番、西本俊吉君。

○9番(西本俊吉君) 第9番、西本俊吉です。

本日のこの場におきまして、障害者総合福祉法(仮称)の早期制定を求める意見書の提出者として本文を朗読させていただき、提案にかえてまいりたいと思います。

障害者総合福祉法の早期制定を求める意見書(案)。

我が国では、平成18年4月、障害のある人が障害のない人とともに安心して暮らすことのできる地域社会の実現に向けて必要なサービスの給付や支援を定める障害者自立支援法が施行された。

しかし、法の整備、施行直後から新たに導入された応益負担制度を初めとするさまざまな問題が指摘されてきたところである。その後、政府は平成22年1月に、障害者自立支援法訴訟の71人の原告との間で速やかに応益負担制度を廃止し、遅くとも平成25年8月までに障害者自立支援法を廃止し、新たな総合的な福祉法制を実施するとの基本合意を交わした。

一方、国連では、平成18年12月に障害者権利条約が採択され、既に106カ国以上が批准を終えているが、我が国は国内法が未整備のため、いまだ批准されていない状況にある。

これらの問題解決に向けて、障害者制度の集中的な改革を行うため、平成22年1月に内閣府における障害者制度改革推進本部――本部長野田総理です――の下に障害者制度改革推進会議が設置された。ここでの検討を踏まえて、平成23年7月には障害者基本法の改正が行われ、また8月には同推進会議の下に設けられた総合福祉部会において、障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言がとりまとめられたところである。

障害者の種類や程度、家族の状況、経済力、居住する自治体にかかわらず、障害者みずから選んだ地域で自分らしく暮らせる社会を実現するためには、障害者基本法や今般の骨格提言に沿って障害者総合福祉法を着実かつ速やかに立法化する必要がある。

以上の観点から、障害者総合福祉法の確実な成立・施行を求め、国会及び政府に対し以下について要請するものである。

1、障害者総合福祉法制定に当たり、推進会議総合福祉部会がとりまとめた障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言を、最大限尊重し反映させること。

2、障害者総合福祉法制定に当たり、制度を円滑に進めるための地方自治体の財源を十分に確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出するものである。

議員の皆様におかれましては、この意見書に対しまして福祉の重要性を認識されて、ご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（田中良隆君） 次に、意見書第2号について、第13番、野並享子君。

○13番（野並享子君） 意見書第2号社会保障と税の一体改革の中止を求める意見書(案)について。意見書(案)を朗読し、説明いたします。

政府が進めようとしている社会保障と税の一体改革は、社会保障財源を理由に消費税を10%まで引き上げようとしています。

一方で、医療費の国民負担増、年金支給年齢の引き上げなど、社会保障の負担増と切り捨てを進めようとしています。

低所得層ほど負担が重くなる逆進性の強い消費税の増税は、社会保障で支えるべき人に重い負担を課すことになり、社会保障の財源を確保する方策としては適当ではありません。加えて、現在東日本大震災からの復興に国民を挙げて取り組んでいる最中で、その長期化も予想されるときに、消費税を増税し、社会保障を後退させることは国民の意欲を減退させ、暮らしと経済に打撃を与えることは明らかであります。必要な震災復興と社会保障の財源は、低所得者ほど負担の重い消費税でなく、負担能力に応じた税と社会保険料の負担によって捻出すべきです。

よって、政府は社会保障と税の一体改革の中止をされるように求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

皆様のご賛同を賜りますよう、お願いいたします。

○議長（田中良隆君） 次に、意見書第3号について、第12番、太田健一君。

○ 12番（太田健一君） それでは、衆院比例定数80議席削減に反対し民意が反映する選挙制度への抜本改革を求める意見書（案）を朗読することで説明としたいと思います。

国会では、衆院選挙制度改革に関する各党協議が行われています。この中で、民主党は1票の格差是正を理由にした小選挙区の0増5減案などとともに、衆議院の比例定数を80議席に削減することを主張し、開会中の通常国会に提出しようとしています。

1998年以来の小選挙区制での総選挙では、4割台の得票を得た政党が7から8割の議席を占める事態が続いています。

衆議院をめぐる選挙制度の最大の問題は、小選挙区制を中心とした選挙制度によって、大政党に圧倒的に有利となっていることです。さらに、比例定数を削減すれば、このゆがみは一層ひどくなり、大政党以外の中小の政党を支持する民意の反映が妨げられることは明らかです。

選挙制度改革で最も求められるのは、抜本的な改革であります。国会の各党協議では、民主党以外のすべての政党が小選挙区制は大政党有利に民意をゆがめる害悪を認めていません。憲法によって保障された議会制民主主義を守るこそ国民の願いであります。

よって、下記の事項について強く求めます。

1、衆院比例定数80議席削減をやめ、民意を正確に反映する選挙制度への抜本的な改革を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

議員の皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（田中良隆君） 次に、意見書第4号について、第18番、内田聡史君。

○18番（内田聡史君） 18番、内田聡史です。

緊急事態基本法の早期制定を求める意見書（案）、案文を朗読し、理由の説明にかえさせていただきます。

昨年発生した東日本大震災における我が国の対応は、当初の想定外という言葉に代表されるように、緊急事態に対する取り決めと準備、対策の甘さを、国民と世界に広く知らしめる結果となった。世界の多数の国々は、今回のような大規模自然災害時には非常事態宣言を発令し、政府主導のもとに災害救援と復興に対処している。我が国のように平時体制のまま国家的緊急事態を乗り切ろうとすると、救援活動にさまざまな支障を来し、その結果さらに被害が拡大する。

また、災害対策の責任と権限を基礎自治体に置いた現在の法体制では、東日本大震災や

阪神淡路大震災に見られるような数県にまたがる巨大災害が発生したとき、情報収集及び指揮命令系統が機能せず、現場の重大な混乱を招きかねない。さらに、我が国の憲法は、その前文に代表されるように、平時を想定した文面となっており、各国に見られる非常事態条項が明記されていない。平成16年5月には、その不備を補足すべく民主・自民・公明の3党が緊急事態基本法の制定で合意をしたが、きょうまで置き去りにされている。

よって、国会及び政府におかれては緊急事態基本法を早急に制定されるように強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

よろしく願いいたします。

○議長（田中良隆君） 次に、意見書第5号について、第2番、梶山幾世君。

○2番（梶山幾世君） 2番、梶山幾世でございます。

心の健康を守り推進する基本法の制定を求める意見書（案）について、本文の朗読をもって意見書（案）とさせていただきます。

心身の健康は一人一人の国民の基本的な権利であり、社会の活力と発展の基盤をなすものです。

しかし、現在の我が国は年間自殺者3万人にも上り、320万人を超える方々、つまり国民の40人に1人以上が精神疾患のために医療機関を受診しているという数字に代表されますように、国民の心の健康危機と言える状況になります。

引きこもり、虐待、路上生活など、多くの社会問題の背景にも、心の健康の問題があると言えます。

しかし、日本における精神保健医療、福祉のサービスの現状は、こうした心の健康についての国民ニーズにこたえられるものではありません。世界保健機関（WHO）は、病気が命を奪い生活を障害する程度をあらゆる総合指標、障害調整生命年DALYを開発し、政策における優先度をあらゆる指標として提唱しておりますが、この世界標準の指標により、先進国において命と生活に最も影響するのは精神疾患であることが明らかになりました。精神疾患は、それに続くがんと循環器疾患とあわせて3大疾患の1つと言えます。欧米では、この指標に基づいて、国民の健康についての施策が進められていますが、日本ではそうした重要度に相応しい政策がとられてきておりません。心の健康危機を克服し、安心して生活ができる社会、発展の活力ある社会を実現するためには、心の健康を国の重要施策と位置づけ、総合的で長期的な施策を実行することが必要です。

よって、その重要性にふさわしく、すべての国民を対象とした心の健康についての総合的で長期的な政策を保障する心の健康を守り推進する基本法の制定を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

よろしく願いいたします。

○議長（田中良隆君） 次に、意見書第6号について、第11番、立入三千男君。

○11番（立入三千男君） ただいま議題になっております意見書第6号環太平洋経済連携協定（TPP）の交渉に関する意見書（案）。案を朗読して提案説明にかえたいと思いません。

昨年11月11日に、野田総理大臣は記者会見において、環太平洋経済連携協定（TPP）の交渉参加に向け、関係国との協議に入るとの方針を表明した。この関係国との協議とは、日本の交渉参加の前提としてアメリカが求めている事前協議と同じであり、事実上の交渉参加表明である。TPP交渉への参加は農林水産業を初め、医療、社会福祉、金融、保険等のサービスの自由化、食品、薬品認可の安全基準等の国内制度の規制緩和や撤廃など、国民の生命に直結し、生活に計り知れない影響を与えるものである。

しかしながら、国民に十分な情報を提示しないばかりか、国内での多くの反対の声を無視し、喫緊の最重要課題である東日本大震災の本格的復興がまだ進まない中での政府の交渉参加に向けた動きは到底容認できるものではない。こうした我が国の将来にかかわる重要な課題を包含していることにかんがみ、TPP交渉への参加問題については、国会において慎重に審議するとともに、国民に対し詳細な情報提供を行い、国民の総意を得ることが必要である。

よって、国会及び政府におかれては、我が国の国民生活、社会に与える影響を十分考慮し、下記の対応を実施されるよう強く求める。

記

1、TPPによる影響を国民に詳細に情報開示することなく、また国民の総意を得ることができていない中で表明したTPP交渉への参加方針は、即時に撤回すること。

2、我が国の食料安全保障の観点から、必要な関税による国産農畜産品の保護や、だれもが等しく医療を受けるための国民皆保険制度など、国民の生命に直結する重要な制度、仕組みを堅持する方針を明確にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

何とぞ、議員各位にはご賛同賜りますよう、よろしく願いを申し上げ、提案説明にか

えさせていただきます。

○議長（田中良隆君） これより、ただいま議題となっております意見書第1号から意見書第6号まで、各意見書（案）について質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

暫時休憩いたします。そのまま自席で休憩していただきたいと思います。

（午後2時56分 休憩）

（午後3時10分 再開）

○議長（田中良隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。

質問及び回答につきましては簡単明瞭をお願いをしたいと思います。

それでは、第1番、矢野隆行君。

○1番（矢野隆行君） 1番、矢野隆行でございます。

ただいま提出されております意見書第1号障害者総合福祉法の早期制定を求める意見書（案）に対しまして、2点ほど質問させていただきます。

文言中に、平成25年8月までに障害者自立支援法廃止となっておりますが、廃止の理由と、またなぜこの平成25年度8月なのか見解を伺います。

2点目。今、国会では障害者総合支援法が提出され、3月13日には閣議決定されております。今、西本議員が出されようとしています意見書、障害者総合福祉法と国会で審議され、閣議決定されました障害者総合支援法はどこがどのように違うのか見解を伺います。

以上でございます。

○議長（田中良隆君） 9番、西本俊吉君。

○9番（西本俊吉君） 9番、西本俊吉です。

ただいま矢野議員から質問されておりますことについてですが、障害者福祉法並びに障害者支援法、これらにつきましては同一性格のものでありまして、我々が意見書で述べておりますとおり、いわば骨太の総合障害者福祉を求めた法律でありますので、決してその角度が違ったものではありません。よって、提案のとおり我々は考えているということでご理解いただきたいと思います。

2点目につきまして、2点目のいわゆる支援法と福祉法との関係ですけれども、今も申し上げましたように、一方では、国会で応益負担の関係とかいろいろありまして、訴訟問題とかありました。そういうものを取り払った上で、目標として25年までにきちっと制

定しておこうというのが現在の国会での動きというんですか、政府の取り組みであります。我々は、それを、やはりきちっと整備されたものが各末端におりてくるのを望んでいるところでございます。

○議長（田中良隆君） 1番、矢野隆行君。

○1番（矢野隆行君） 1番、矢野隆行でございます。

答えは何も聞けなかったようでございます。

再質問させていただきます。

この障害者総合福祉法に伴う、これはかなりの財源が必要となってくるわけでございますけれども、その辺の財源担保はどのように考えておられるのか見解を伺います。

○議長（田中良隆君） 9番、西本俊吉君。

○9番（西本俊吉君） 9番、西本です。

財源につきましてですけれども、これはまさに国全体が財源が非常にピンチの状態ですけれども、現政権は「コンクリートから人へ」という1つのうたい文句であります。そういうもので、いわば末端の自治体はその法律に基づいて施行しやすいように、何らかの財政的なアクションを国としてかじ取りされるものと信頼して思っております。

○議長（田中良隆君） 1番、矢野隆行君。

○1番（矢野隆行君） 1番、矢野隆行でございます。

この障害者総合福祉法は、公明党としても、本当にそこまでできる財源が見い出せば本当にいい案だと思っております。

そこで、再々質問でございますけれども、この総合福祉法を制定することによりましてどこがどのようにメリットが生まれるのか、この点だけお伺いさせていただきます。

以上です。

○議長（田中良隆君） 9番、西本俊吉君。

○9番（西本俊吉君） 9番、西本です。

障害福祉法を施行することによってどのようなメリットが生まれるのか。これは、常の公明党の皆さんがやはり温かい気持ちを持って障害者支援すべしという主張をされている、その矢野議員からの質問とは思えないんですけれども。正直申し上げまして、障害者と一口に言いましてもいろんな方がおられます。本当に弱い人の立場、理解できる、やっぱりそういう意味で心も含めて障害者に対して温かみのある国策というものが不可欠じゃないかと思えます。そういうところで、この質問に対しましては、すべて私が先ほど提案させて

いただきました意見書の中に盛り込まれておりますので、そういうことでご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（田中良隆君） 次に、12番、太田健一君。

○12番（太田健一君） それでは、緊急事態基本法の早期制定を求める意見書（案）について質疑を行いたいと思っております。

まずは、この意見書が今出されているということに関して、若干のこれまでの経緯を説明したいと思っております。今、なぜこれが提案されているかという背景を説明したいと思っております。

これは、米軍の海外での戦争に自衛隊が参戦し、自治体や民間企業、国民を総動員する有事関連法7法が平成16年6月14日、自民党、民主党、公明党の賛成多数で成立されました。そして、これは先制攻撃を行う米軍と共同して日本の自衛隊が戦争をする有事関連法案ですが、憲法9条に違反するという事で、当時、憲法と日本の進路にかかわる重要な法案を、こういった大きな問題があるにもかかわらず、公聴会を開かずに法案議決を強行されました。日本が攻められたときの備えのための有事法ということですが、実際は日本が攻撃を受けていない武力攻撃予測事態の段階からの米軍の支援というものを規定しています。米軍が先制攻撃戦略に基づいて日本周辺の地域で武力行使をするとき、政府は予測事態と承認し、米軍に対する広範囲の支援を可能にするというものです。この有事関連法制定を受けまして、有事法の具体化が必要として、2004年に自民党、民主党、公明党の3党は緊急事態基本法制定をすると合意をされました。しかし、当時、国民の大きな反対の世論の中で、今日まで置き去りにされているということです。

今回は、大震災の発生にかかわって有事体制の一層の強化が必要として、この基本法の早期制定というものが出てきているといったような現状だと思っております。

そこで、3点にわたって質問をしたいと思うんですが、まず1点目に、憲法に非常事態条項が明記されていないために、復興などの対応で土地の収用などに時間がかかり、救援などにさまざまな支障を来すと。そのために、さらに被害が拡大するとしています。

しかし、今回の実際の震災の救済活動では、火災発生時に他人の敷地を通らなければいけない場合、そして障害物等を壊さなければいけない場合というときも、現行の消防法で対応できます。これは、ある市の消防職員のお話ですけど、仙台、そしてさらには福島第一原発に救援に入られて、救援活動をする上で法的な問題になったことはありましたかと

いう質問に対して、消防局員は「瓦れきの山から1人でも多くの人を救い出すことで支援をしたが、何も問題はなかった。もし自分の自治体で火災が発生し、その前が他人の敷地で、ここを通らなければできない場合、そしてその中に犬小屋があった場合、壊すことになるが、それは現行の消防法でできる」というような、こういう発言もあります。

2点目に、今回の大震災では有事体制の不備ではなく、国の対応や初動の遅れ、これによって放射能など甚大な飛散を発生させています。また、政府の対応が避難情報やヨウ素剤投与の遅れなどでも、正確な情報提供の遅れや不開示というものが大きな原因となっています。とりわけ、緊急時迅速放射能予測システムSPEEDIによる住民への情報の遅れというのが本当に典型的なものだと思います。つまり、有事体制の不備ではなく、国の初動体制の問題であると思います。

3点目に、この意見書の中には直接は書かれていませんが、緊急事態基本法の制定推進の理由として、この間、尖閣諸島海域の中国漁船による海上保安庁の巡視船への衝突事件や、北朝鮮による核ミサイルの脅威も存続するとして、緊急事態に備えることは必要としています。しかし、これは海上保安庁の現行法でも十分対応できるものです。また、北朝鮮問題などでも、必要時は有事体制の強化ではなく、外交努力というものが一番必要なのではないのでしょうか。

この3点にわたって、まずは質問したいと思います。

○議長（田中良隆君） 18番、内田聡史君。

○18番（内田聡史君） 18番、内田聡史です。

ただいまの太田議員の質問にお答えさせていただきます。

まず1点目に、震災の救援活動は現行の消防法で対応できるのではないかというご質問でございますが、確かに、消防だけに言いますと、現行の消防法でも緊急に私物や私有地の使用や破壊を認められております。

しかし、これは消防法がもともと火事場を想定した特殊な法体制の中でつくられたものであります。これに対し、10万人体制を敷き、震災対応の中核を占めた自衛隊や治安維持という点で緊急対応の中心となるべき警察は、治権の制約に対しては厳しい制約を受けているのが現状であります。警察と自衛隊に関連してですが、我が国では警察法上の緊急事態や自衛隊の治安出動の際にも緊急権を定めていないことから、警察官も自衛隊員も平時における警察官職務執行法上の権限を持って対処するしかないとされております。実際の緊急事態の対応では、自衛隊、警察、消防、医療、その他行政組織や自治会、ボランテ

ィアなどからあらゆる分野の人、組織が動きます。これを統括することが必要であり、緊急事態の制定を求めるところであります。

2点目の、有事体制の不備でなく、国の初動体制の問題であるのではないかというご指摘でございますが、太田議員の指摘は全くそのとおりであります。その初動体制を円滑にするために国の組織を円滑に動かす取り決め、イコール法律の制定であると考えます。法治国家で対応マニュアルを作成することというのは、法をつくるということであると考えております。

太田議員もラグビーをやっておられまして、私も剣道をやっております。御存じのように武道では型を重視します。ラグビーでも、けがをしないような基本的なことはやっておられると思いますが、そういった基本的なものを徹底して体に覚え込ませ、この型をしっかりと、基礎をしっかりとマスターすれば、あとは体が勝手に動くようになり、試合などの実践の場でも応用して使えるようになります。

国家の型は法律であると考えます。これをしっかりと備えることで国の機構がスムーズに動くようになります。今、残念ながら緊急対応の型がありません。これは党派やイデオロギーの問題ではなく、国民の命をどう守るかという問題であると考えます。

3点目に、外交努力が必要であるのご指摘でございますが、当然のことでありまして外交努力は必要なことであります。しかしながら、北朝鮮や中国、ロシアは、その政治決定の方法や政治体制が我が国と大きく異なり、いわば日本の常識が通用しないところがあります。実際、記憶に新しい問題で、尖閣問題、北方領土問題、先ほど太田議員がおっしゃられました中国漁船の海上保安庁の巡視船に衝突した問題が挙げられます。敵対姿勢を誇張するのは控えるべきではありますが、友好に向け最善の努力はしつつも、万が一の事態に備えておくことは重要と考えます。

以上、太田議員のご質問にお答えさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 12番、太田健一君。

○12番（太田健一君） 内田議員の答弁に対して、3点ほど再質問させていただきたいと思っております。

まず1点目ですが、緊急の場合、今回でも内閣府で災害対策本部を設置して、自衛隊の出動、警察の出動、消防の出動、医療の派遣、ボランティアの要請などが実際に行われています。これが後手に回ったということは多々ありますが、災害対策本部を統括するのは首相であります。これが主権の制約を受けているということですが、超法規的なこととい

うのは、どのようなことを想定しているのか。これは緊急事態法の制定ではなくて、今回の教訓として国の初動体制のマニュアル化と危機意識の向上が必要ではないかと考えます。この点に関して、まず1点お聞きしたいと思います。

2点目ですが、答弁の中に万が一の事態に備えておくことが重要という発言がありましたが、これは万が一ということは戦時体制に対応することが緊急事態基本法であるというような内容だと受け止めます。結局のところ、今回の大震災というのを口実にして戦争する準備をしているというような、問題のすりかえではないのかと思いますが、これに対しても答弁をお願いします。

もう一点、3点目ですが、こういったもの、この基本法をつくってしまうと、さらに北朝鮮などとの関係は悪くなって、アジアの緊張感というものが高まります。日本という国は憲法9条というものがありますから、戦争をしない国となっています。そして、この基本法が仮に制定されてしまいますと、憲法に保障されている私有財産権や基本的な人権をも奪われることとなります。過去の戦争でも、一瞬にして財産を奪われたということが本当にたくさんありました。要するに、国の命令で有事だということで、極端に言えば軍に支配されてしまうというような現状が起こり得ると思います。その点に関してもお答えをお願いします。

○議長（田中良隆君） 18番、内田聡史君。

○18番（内田聡史君） ただいま太田議員からまた3点のご質問をいただきまして、お答えをさせていただきます。

まず1点目に、超法規的なことはどのようなことを想定しているかということでございますが、以前、かつての中曽根内閣のときでございますが、伊豆大島の三原山の噴火のときに緊急避難体制をとることで全島避難をさせました。あれは超法規的な措置であって、それがあったため三宅島の噴火のときには全島避難がうまくできて、1人の被害者も出さなかったという事例もあります。

また、今回の東日本大震災の際のことではありますが、民間の企業が被災地に救援物資を届けようとしたときに、がんじがらめの行政規制によって空輸ができなかったケースがありました。しかし、その後、国土交通省が超法規的措置を認めました。それによって、この民間の企業が救援物資を届けることができました。

緊急時には、行政、企業、個人一人一人が法的判断を迫られる場面が出てくるはずですが、安全確保のためや救援、救護が優先されなければならない中で、さまざまな規制が障害に

なってしまつてはなりません。平時であれば法令遵守の精神によって許容されない事態が、緊急時となれば法令に形式的に反する行動が許容されることは、恐らく国民の一般常識としても理解されることだと思います。

ただし、私が申し上げておりますのは、超法規的措置というものが無法地帯を許容するものではなく、緊急時の対応を後押しするような常識的な判断ができることとご理解をいただきたいと考えます。

2点目の万が一の事態に備えておくということで、大震災をして戦争の準備をする問題のすりかえではないかというご質問でございますが、有事を含む、多くの国民の生命が深刻な危険にさらされる緊急事態に、いかに国家が国民の生命を守るかが緊急事態法の目指すものであります。戦争の準備とは全く方向性が違うものであると考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

3点目の、過去に戦争で一瞬にして財産を奪われて軍に支配されたというご質問でございますが、緊急事態に対し私有財産や基本的人権に固執しては多くの国民の命が危険にさらされかねません。一方で、平時においては犯罪を犯さない限り、これらの主権は完全に守られるべきは当然であります。災害と有事に分けて考えるのではなく、緊急事態と平時を分けて考えるべきであると考えます。

以上、太田議員の質問の答弁とさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 12番、太田健一君。

○12番（太田健一君） 最後の再々質問になりますが、今も内田議員の答弁の中にありましたが、国家が国民の生命を守るかが緊急事態基本法の目指すものであるとありましたが、それは国家が国民の命を守るということに関しては、今この有事以外の緊急事態に対応する法律というものがありません。災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法、原子力災害対策特別措置法などが実際にあります。こういったものが今回の震災で機能しなかったということで、実際には皆さんも御存じだと思いますが、すぐに避難が必要だったり、直ちに子どもたちにヨウ素剤を投与することが必要だった、これが全く遅れていた。それで、SPEED Iが機能せずに、SPEED Iで放射能がどう拡散していくのかがわかっていないのに住民への情報が遅れに遅れた。例えば、飯館村はあれだけ放射線量が高いのに、情報の不足によってたくさんの住民の方々が国道に沿ってその飯館村に避難してしまったというような事態も起きています。このことによっても、どれだけたくさんの方が大量に被曝を受けることになったんだろうかということがあります。

NHKスペシャルの報道の中でも、重大なことは爆発の事実を政府は直ちに発表しなかったこと、その結果、地域住民を被曝させた。政府が発表したのは爆発から5時間後だった。しかも、政府は放射能物質が流れる方向を知りながら、そのことを住民に知らせなかった。そのため、放射性物質が流れていく方向に逃げた住民も多かったと。何より、避難勧告は3キロ、10キロ、20キロと場当たり的に変わる政府の発表に大きな問題があったというような報道もされております。

そのような現状ですが、あと2点だけ最後に質問したいと思います。

これまでも有事法制が取りざたされたときには、戸締まり論というものがなされてきました。しかしながら、日本国憲法では、先ほど述べましたけど、憲法9条があります。いかなる国際紛争も武力を行使しないと戦争放棄を宣言している国であります。その国に武力行使をするとするならば、国際的な問題になります。アメリカは、先ほども言いましたが先制攻撃をするということで、攻められる危険があれば先に攻撃する基本姿勢を持っていて、日本国自身が侵略するということはありませんが、アメリカの引き起こす戦争に巻き込まれていく、こういったような危険性が起きると思います。

もう一点は、先ほどの答弁で緊急事態と平時に分けて考えるべきだということでしたが、結局のところ、これは戦争による非常事態と戦争を放棄している平時ということになるのではないかと思います。日本は、戦争になれば、多くの国民の命と私有財産が一瞬にしてなくなるということを経験した国ですよ。これまでの答弁なんかを聞いていますと、これは憲法9条を変えろということ、そういう話にもつながっていくのではないのでしょうか。その2点について最後質問したいと思います。

○議長（田中良隆君） 18番、内田聡史君。

○18番（内田聡史君） ただいまの太田議員の質問にお答えをさせていただきます。

アメリカの引き起こす戦争に巻き込まれる危険性があるのではないかというご指摘なんですが、憲法や法律という背骨がしっかりと初めて国としての機能が整うと思っております。また、そうした有事の際には日米同盟を基軸とした政府の対応をしっかりと見守っていきたいと思っております。

また、今、災害対策基本法、原発関係の法律があるとおっしゃられました。その中で、今回の原発問題に関しましては、やはりまず第一発信所が国ではなく原子力発電所そのものであったということにも大きな問題があると考えております。

2点目の憲法9条を変えろということなのかというご質問でございますが、緊急事態基

本法の制定というのは、戦争の準備ではなく、緊急事態から国民の生命をいかに守るかということ準備する法律であります。太田議員がおっしゃるとおり、日本は憲法9条に戦争を放棄しています。しかし、戦争を放棄しているから攻められることはないとは言えません。緊急事態の準備をしないまま他国からの攻撃や侵攻を受ければ、被害は極めて甚大になるものと考えております。

また、憲法9条の改正には国会においてもさまざまな議論が行われておりますし、それ以前に憲法改正には高いハードルがついているのは御存じのとおりであります。憲法改正には、長い時間と国民的な議論が必要であると考えます。緊急事態は、こうしている今も発生する恐れがあります。そのような事態に対応ができないことが予測されるため、早急に法律で制定すべきであると考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 次に、第9番、西本俊吉君。

○9番（西本俊吉君） 第9番、西本俊吉です。

私は、環太平洋経済連携協定（TPP）に関する意見書につきまして、若干ご質問させていただきたいと思っております。

この意見書の本文上段から4行目、事実上の交渉参加表明と書かれているが、参加すべきか否か検討するための事前協議をやっているというのが現状だと私は理解しております。参加表明と断言されている根拠というものは、ある意味では想像をもとに意見書としての提案をされているのではないかなというふうに理解しているんですが、この点について明確な返事をいただきたいと思っております。

それから、関税等の例外品目の扱いですね。これは当然、今日までいろいろな保護、いわゆる産業の保護なんかをやっぱり目指すためにお互いにやってきた。自由化ですから、原則的にはオープンになるのかなというふうに考えております。

しかしながら、野田総理も、守るべきものはきちっと守り、そして国としてきちっと繁栄の方向のかじ取りを持っていきたい、そういう思いの中から今事前に協議されているという状態でありますので、今その中身はわからない、これも1つありますけれども、外交交渉というのは、皆様ご理解いただけるということだと思っておりますけれども、本当に諸外国、国と国との間の駆け引きというんですか、そういうものについては、特にこのTPPにおいては一定期間、やはりお互いの信頼関係の上に立って、安定するような方向を得るためには、やっぱりそういうものもある程度は全体のパッケージの中にやっておくということ

で、ひとつ例えば今求められている農業についてはこうです、何々についてはこうですというような形でのことを、全体を、いわば裸同然にして諸外国と交渉するということはまず不可能であるということですね。そういうところで、まだ正直申し上げてT P Pに加わるか加わらないかも全く判断していない、そういう状況の中で、いわば即時撤回というものを求められるというのはちょっと慌てているんじゃないかなと、ある意味では勇み足じゃないかなと、私はそのように解釈するんです。

それから、特に農業関係者の方の声が強いわけですけども、当然私も今までいろいろ、まだまだ不足なところがありますけど勉強してきております。そういう中で、やっぱり関税というもので保護貿易、保護政策そのものが今日までとられているわけですけども、ある程度やはり打って出るような農業政策というものに……させる必要もあるんじゃないかなと、そのような感じも持っております。

この辺につきまして、1例を挙げますけれども、今、米の関税率が何%で、米1キロに対して幾らの関税がかかっているか、提案者はご承知なのでしょうか。そのことについてご返答願いたいと思います。

○議長（田中良隆君） 11番、立入三千男君。

○11番（立入三千男君） ただいまの質問に対しましてお答えいたします。

先ほどの意見書の案の中でも申しあげましたように、今回のこのような交渉参加、事前協議がイコールというようなことですが、やはり今日までこのようなT P Pに参加しないのであれば、野田総理が言われているような事前協議に私は入る筋ではないと思いますし、それと今も提案の中でもご説明申しあげましたように、やっぱり日本のこのような交渉参加の前提としてアメリカが求められております事前協議というのは、紛れもなく実質的事実上の交渉参加の表明だと思っております。

そして、私は、T P P、環太平洋経済連携協定の中では例外なき関税撤廃というような項目がございますから、今この時期にやはりこのような本意見書を提出しなければならないというような時期に来ていると思います。

そして、文面の中でもお話をさせていただきましたが、やはり国民の皆さん方に今回のこのT P Pというようなことについての、余りにも情報が提供されていない、詳細な情報提供を行って、国民の多くの皆さん方のご理解をいただいて、本交渉に参加すべきだと思っております。

それともう一点、米の関税率777%ぐらいだと思っているんですけども、パーセン

トで。

以上、ただいまの質問に対しての答弁にかえさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 暫時休憩いたします。

（午後 3 時 5 0 分 休憩）

（午後 3 時 5 0 分 再開）

○議長（田中良隆君） 会議を再開いたします。

○11番（立入三千男君） 先ほどの質問では関税率は何%にというようなことで、77%ぐらいというようなことでお話をいたしました。

今の質問の趣旨では、価格のほうがどれくらいになっているかというようなことで、日本の市場、1俵当たり、60キロ当たり1万2,000円とかそれぐらいしておりますから、そういう中でしてきたらキロ当たりどうですか。これを、60キロをしてきたら何俵になんねん。キロ200円ぐらいですか。今日本で言うてきたら。キロ当たり200円ぐらいです。そうした中で、関税がなくなったら何十円という程度の米価格になるということでございます。

以上です。

○議長（田中良隆君） 西本俊吉君。

○9番（西本俊吉君） ただいま立入議員からお答えをいただきました。

農業に関係し、みずからも汗水を流しておられるベテラン議員に対して、関税率でなしに聞くということは大変失礼なことかも知れませんが、私が調べた単価によりますと、今200円ぐらいかなと言っただのは、実際は343円ぐらいだったと思います。そういうことで、ひとつ私から答えを出す必要はないのかもわかりませんが、そういうことでちょっと違っているなというふうに感じています。

それから、私、逆にお尋ねします。このTPP交渉に関する意見書が採択されたといたします。そして、国に対して提案を提出しますね。野洲市内には農業、医療のみならず、すべての市民がそこに暮らしているわけで、そのことによって生計を維持しているんじゃないんです。多くのサラリーマンがいます。サラリーマンが働く職場は、ほとんどが企業です。企業がこのTPP交渉に対してどういう態度をとるかによっては、国の繁栄にかかわります。だから、今日でさえ就職難と言われる、これがさらに冷え込むということにもつながりかねない。この辺について、提案者は、今後もしTPP交渉を進めよというような意見書を陳情なり受けたときに、どういうふうに対応されるのか。やっぱりこっちも通

したけど、こっちも通そうかという形になるのか。ある意味では、私はそういうところから、働く人たち、それからいろんな角度での企業の皆さん、それらのことも考えて、この意見書に対して云々ということはこの程度にさせていただいて、その辺について立入議員はいかがお考えかお伺いして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（田中良隆君） 11番、立入三千男君。

○11番（立入三千男君） 本TPPについては、ご承知のように国会におきましても自民党の中でも二分されています。推進派もあれば反対派もあるし、民主党のほうでも強硬に反対されている方もあるように聞いております。そうした中、国民にやはり私はもっといろんな情報提供をいただいて、国民の皆さん方がやはり必要ならば必要というようなことを申し上げるところでございまして。このTPPにつきましても、何も農業問題だけやございません。先ほどの賛成意見の中でもございましたように、農産物やら医療、また福祉、金融等々についてのやはり今日まで日本が築き上げてきたそのようなシステムの中で、医療でいえば国民皆保険制度というような、日本は世界に誇るような保険制度をつくってきたという中で、お金さえあれば高度医療も受けられるというようなことでございまして、私は農業だけのTPPで反対しているところではございません。今の西本議員のほうからはサラリーマンといいますか、そういうような方たちはどうやと。農業者という立場だけで物は言っていない。いろんな各界、各層の皆さん方の意見もあると思いますし、やはり直ちにこういうようなことで早急に交渉に入るべきでないという思いで、このような今回の意見書を出させていただいているということでございまして。皆さん方のご賛同を賜りますよう、お願いしておきたいと思っております。

以上です。

○議長（田中良隆君） 以上で、通告による質疑は終了しました。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております意見書第1号から意見書第6号までの各意見書（案）については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っておりますが、これにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中良隆君） ご異議なしと認めます。

よって、意見書第1号から意見書第6号までの各意見書（案）については、委員会付託

を省略することに決定しました。

次に、ただいま議題となっております意見書第1号から意見書第6号までの各意見書（案）について、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（田中良隆君） 暫時休憩をいたします。提出だけですので、自席での休憩といたしたいと思います。討論のある方は直ちに事務局までお願いをいたします。

（午後3時58分 休憩）

（午後4時11分 再開）

○議長（田中良隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

討論通告書が提出されておりますので、順次発言を許します。

まず、第1番、矢野隆行君。

○1番（矢野隆行君） 1番、矢野隆行でございます。

障害者総合福祉法（仮称）の早期制定を求める意見書（案）に対しまして、反対討論をいたします。

この障害者自立支援法は、平成17年に法律第123号で制定されております。内容を簡単に説明いたしますと、次のような点が特徴でございました。

1つ目に、障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにすることを目的とする日本の法律でございます。

2つ目といたしまして、従来制度と比較して障害に対する継続的な医療費の自己負担比率が5%から10%に倍増されておりました。

3つ目は、ねらいは少子高齢化社会に向け、従来支援費制度にかわり、障害者に費用の原則1割負担を求め、障害者の福祉サービスを一元化し、保護から自立に向けた支援にある。また、同時に国の財源負担義務を課していることとございます。

さらに細かく説明いたしますと、次のようになります。

1つ目といたしましては、障害者の福祉サービスを一元化いたしまして、サービス提供主体を市町村に一元化。障害種別、身体障害、知的障害、精神障害にかかわらず、障害者の自立支援を目的とした共通の福祉サービス共通制度により提供すること。

2つ目といたしましては、障害者がもっと働ける社会にするためには、一般就労へ移行することを目的とした事業を創設するなど、働く意欲と能力のある障害者が企業などで働

けるよう福祉側から支援すること。

3つ目といたしましては、地域の限られた社会資源を活用できるよう規制緩和すること。こういった中で、市町村が地域の実情に応じて障害者福祉に取り組み、障害者が身近なところでサービスを利用できるよう、空き教室や空き店舗、こういったところでも活用を視野に入れて、規制を緩和することにあります。

4つ目といたしましては、公平なサービス利用のために手続や基盤の透明化、明確化することにより、支援の必要度合いに応じてサービスを公平に利用できるよう、利用に関する手続や基準を透明化、明確化することが重要になってきております。

また、5つ目といたしましては、増大する福祉サービス等の費用を皆で負担し合える仕組みの強化といたしましては、次の2点がございます。例えば、利用したサービスの量や所属に応じた公平な負担といたしまして、障害者が福祉サービス等を利用した場合に、食費等の実費負担や、利用したサービスの量や所得に応じた公平な利用負担を求めることができるよう、また2つ目といたしましては、国の財政責任を明確化することによりまして福祉サービス等の費用について、これまで国が補助する仕組みであった在宅サービスも含めまして、国が義務的に負担する仕組みに改めること、こういうふうになっておったわけでございます。

以上のような目的でできた法律でございますけれども、現場のニーズに適さないことが判明いたしましたので、平成19年度12月には障害者自立支援に関するプロジェクトチームをつくり、検討されております。その内容は、次のような点が議論されております。障害者自立支援法について抜本的な見直しを検討するとともに、障害福祉基盤の充実を図るとされたことを受けまして、障害者自立支援、施行後3年目の見直しも見据えながら議論がございました。障害者自立支援法は施行後1年半が経過し、サービスは着実に増加をしてきておりましたけれども、平成18年度12月にはその当時の与党、今回の改革に伴うきしみに丁寧に対応するために、国費総額1,200億円の特別対策を決定し、利用者負担のさらなる引き下げや、事業者に対する激変緩和を処置したところでございます。

そんな中で抜本的な見直しの視点やら、また見直しの方向性の課題等々ございました。今日はこういった細かい点は割愛させていただきますけれども、こういった中で利用者負担を支払った後に手元に残る金額、こういった施設と在宅のバランスを配慮しつつ検討、こういった点も残っております。こういった中で、平成22年12月10日には71号が制定され、平成23年5月2日には37号でこういった改革の制定もされております。さ

らに、平成23年8月5日には105号、こういったものも制定されております。平成23年12月14日には125号、こういった中で制定が改正されておるわけでございます。本日は、この最後の122号だけ少しお話しさせていただきます。

昨年12月の122号でございますけれども、こういったねじれ国会の中で公明党が民主・自民党両党を説得いたしまして、本当に接着剤の役割を果たしまして、改正障害者自立支援法が成立しております。内容は、自閉症なども支援対象になっております。応能負担を法律に明記する、例えば放課後デイなどもここに含まれております。

まず第1に、利用者負担の見直しでございます。障害者自立支援法は、障害者がサービスの利用量に応じて費用の1割を支払う応益負担が原則でありました。多くのサービスが必要な重度障害の人ほど負担が重いなどの批判もございました。そこで、公明党は低所得者への負担の減免など度重なる対策を、先ほど述べたようにリードしてきたわけでございます。その結果、利用者の実質的な負担率は0.37%になっております。実質的に家計の支払い能力に応じた応能負担となっております。今回の改正では、この応能負担を原則とすることを法律上に明記しております。また、利用者負担の上限額がそれぞれの別々に制定されておる介護給付費と補装具費を合算することで利用者負担を軽減しております。

2つ目には、障害者の範囲を見直しまして、福祉サービスの対象に自閉症などの発達障害を明記に位置づけております。注意欠陥多動性障害、学習障害、アスペルガー症候群などもこれに当たります。どの市町村でも、より支援が受けやすくなることとなります。高次脳機能障害も大臣告示で通知で明確にされております。

3つ目には、障害児童支援の強化でございます。学期の子どもの放課後、夏休みの居場所確保へ、放課後デイサービスが制度化されております。児童サービスは18歳未満が対象でございます。必要なら、二十歳に達するまでの利用も設けられております。また、保育所などに通う障害児童が集団生活になじめるよう、専門的な支援を行う保育所等、専門等支援も今後創設される予定でございます。

第4には、地域での自立生活を支援する施策が充実してまいります。住まいの場の確保、日常生活支援が必要な人が共同で暮らすグループホーム、介護も必要な人向けのケアホームを利用する際には、住宅費の助成が受けられるようになります。政府は、今年10月から月1万円を上限に助成する方針であります。また、1人では外出が難しい重度視覚障害者への移動支援も、自立支援給付の対象としてヘルパー助成もサービスが創設されております。

このような流れの中で政府は3月13日に障害者総合支援法を閣議決定しております。その中で、今回出されております障害者総合福祉法に対します意見書といたしましては、この段階ではまだ早過ぎると思うわけでございまして、今回はこの意見書に対しまして反対の立場の討論といたします。

以上でございます。

○議長（田中良隆君） 次に、20番、河野司君。

○20番（河野 司君） 20番、河野司でございます。

意見書第2号社会保障と税の一体改革の中止を求める意見書（案）について、反対の立場で討論を行いたいと思います。

自民党は、政府、民主党が進める社会保障と税の一体改革について、平成24年党運動方針の中で、「我が党は、社会保障の安定的な財源として消費税率引き上げを公約していませんけれども、民主党の公約違反の増税に加担することはできない。政府与党として責任を持って法案を提出することを求め、また国会で国民の不安を踏まえ、徹底的に対峙し、議論する」との姿勢を示したところでございます。

政府、民主党が進める社会保障と税の一体改革は、2月17日に閣議決定した大綱においても、最低保障年金の創設を盛り込むなど、自民党の基本的な政策と反する部分が多々あります。しかしながら、財政を再建し、社会保障の安心・安全を次世代につないでいくためには、消費税増税を含めた税制抜本改革は必要不可欠であると考えます。また、増税の実施時期は早くても平成27年からとなり、増税の実施に当たっては経済情勢を慎重に見極めることは言うまでもないことと考えます。

以上の中で、この意見書については反対をする立場でございます。

続きまして、意見書第4号緊急事態基本法の早期制定を求める意見書（案）について、賛成の立場で討論を行います。

緊急事態基本法の検討につきましては、平成16年5月の自民・公明・民主のいわゆる有事法制を国会において成立させる際に取り交わした合意に盛り込まれます。3党の各党内で検討が開始されました。平成17年7月に自民・公明・民主の実務者間で、これまでの検討を通じて、法案は3党とよく調整しつつ、政府から可及的速やかに提出することが妥当とする文書が取り交わされました。その後は、武力攻撃事態対処関連三法案及び国民保護法制など、関連7法案が成立したことにより、政府は新たな緊急事態基本法の必要性は乏しいとの見解を示したところでございます。

しかしながら、東日本大震災を契機に、国家の独立と安全における危機や、国民の生命・財産がおびやかされ、重大で切迫した事態に対処するため、国として迅速かつ適切に対処する基本法の必要性を指摘する声が高まってきたところでございます。

特に問題なのが、現行の憲法に緊急事態条項が盛り込まれていないことございまして、したがって現行法体系は緊急事態に対処するという観点が抜け落ちている点でございます。これはすなわち、国家が国民を守るといふ、国家として最も基本的な要件が備わっていないということでもあります。緊急事態には国民の主権制限の必要もあるため、憲法問題にもかかわってきます。憲法改正には長い時間が必要であり、いつ起こるかわからない緊急事態に対応できないことが予測されるため、早急に法律で制定すべきであると考えます。さらには、緊急事態に予想される深刻な惨状、飛び交うデマ、切迫する救急、救命、救助活動といった中で、水や食料の調達、衛生環境の確保、通信や交通の復旧、正確な情報伝達等々、あらゆることを同時並行に迅速かつ強力に進めるためには、首相が強いリーダーシップを発揮し、統制のとれた組織体制が求められます。政府が大きな混乱の中で有効に動くためには、それを可能にする法制度を整備しておくことが必要不可欠であります。国はこのような準備を整えておくことこそ近い将来発生が予測されている首都圏直下型地震、また東海・東南海地震などが発生した際に、政府が今回より迅速で適切な対応をとることにつながると考えます。

以上、緊急事態基本法の早期制定を求める意見書（案）への賛成討論といたします。

○議長（田中良隆君） 次に、14番、小菅六雄君。

○14番（小菅六雄君） 意見書第4号緊急事態基本法の早期制定を求める意見書（案）について、私は反対討論を行います。

本意見書（案）は、質疑でも明らかにしましたように、昨年の東日本大震災を受け、非常事態における対応の不備を理由に緊急事態基本法が必要であるというものであります。

しかし、根本的には、その背景は別の意図があるものと考えられます。意見書（案）にも書かれていますように、平成16年、国会で米軍が海外で行う戦争に自衛隊が参戦し、自衛隊や民間企業、国民、公務員を含め、総動員する有事関連7法案が自民・民主・公明の3党の賛成多数で成立しています。この有事法は、先制攻撃を行う米軍と共同して日本の自衛隊が戦争をするもので、明確に憲法9条に違反したものであります。当時、憲法と日本の進路にかかわる重要法案は公聴会も開かずに強行されています。

そこで、日本が攻められたときの備えのための有事法と言いますが、実際は日本が攻撃

を受けていない段階で、武力攻撃予測事態の段階から米軍支援を規定しています。また、米軍が先制攻撃戦略に基づいて日本周辺の地域で武力行使をするとき、政府が予測事態と承認し、米軍に対する広範囲の支援を可能にするものであります。この有事関連法制定を受けまして、有事法の具体化が必要として、自民・公明・民主の3党が緊急事態基本法を制定すると合意したものであります。先ほど申し上げましたように、当時、国民の反対の世論で基本法制定は現在までできていませんが、今回、大震災の発生にかかわって改めて基本法が必要と持ち出してきたものであります。つまり、憲法に非常事態条項が明記されていないため、復興など災害対応で土地の収用などに時間がかかる、救援に支障を来す、そのため被害が拡大するとしています。

しかし、実際の震災の救援活動は、これも質疑で明らかにしましたように、明確に現行の消防法で可能であります。今回の大震災は有事体制の緊急体制の不備ではなく、まさに国の初動の遅れであることは、これは国民皆さんご承知のとおりでございます。放射能の拡散、あるいは避難情報等、とりわけ先ほど明らかにしましたように放射能予想システムのSPEEDIによる住民への情報の遅れはまさに国の初動体制の遅れであって、法の整備ができていないためではございません。先の質疑を聞いていますと、提案者はそのためにも基本法をつくり、その上で緊急対応マニュアルをつくって対応すると言いますが、そうではなく、対応の初動の遅れが根本的な問題でありますから、現行法に基づき緊急対応マニュアル、そして初動体制の強化、情報公開を含め、対応すべきであり、再三言いますが、対応の不備、これまでの法の不備ではなく、まさに国のこの間の初動体制等の不備の問題であります。

より一層根本的に2点目に言いますと、緊急事態基本法の推進の理由として、先ほど言いましたように、この間の尖閣諸島の問題、あるいは北朝鮮等のミサイルの危機も存在する云々とも言われますが、これも明確に、この間、海上保安庁でも不測の事態に対して現行法での対応が十分であることが明らかにされています。

いずれにしましても、皆さんご承知のように、先の20世紀が戦争の世紀と言われてきました。これに対して21世紀は、日本で言うならば、2度の大戦の反省の上に立ち対話と外交の世紀、かつての侵略戦争の反省の上に立ち、二度と戦争をしないという憲法9条を持ったわけであります。この日本が9条に反する先制攻撃にくみする周辺事態法と、これを具体化する緊急事態基本法を制定することは、9条の立場からも反しますし、世界の流れである、国際紛争における対応は何よりも対話と平和の外交で解決するという世界の

規範に反するものであります。

よって、本意見書（案）には反対するものであります。

○議長（田中良隆君） 次に、第4番、市木一郎君。

○4番（市木一郎君） 第4番、市木一郎でございます。

それでは、ただいま議題となっております意見書第3号衆院比例定数80議席削減に反対し民意が反映する選挙制度への抜本改革を求める意見書（案）について、反対の立場で討論を行います。

まず、衆議院、参議院の国会議員定数の削減については賛成の立場であります。定数削減については、各政党の考えはさまざまですが、速やかに適切な定数削減が行われることを望むものです。

次に、選挙制度の見直しを含めた抜本的な改革は、中長期的な課題として取り組まれるべきものと考えます。現時点で必要なことは、まず1票の格差を是正し、衆議院選挙制度における違憲状態の解消が最優先されるべきと考えます。

以上、反対討論といたします。

議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（田中良隆君） 以上で、通告による討論は終了しました。

これをもって討論を終結いたします。

これより、順次採決いたします。

お諮りいたします。

まず、意見書第1号障害者総合福祉法の早期制定を求める意見書（案）は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（田中良隆君） ご着席願います。起立多数であります。よって、意見書第1号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書第2号社会保障と税の一体改革の中止を求める意見書（案）は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（少数起立）

○議長（田中良隆君） ご着席願います。起立少数であります。よって、意見書第2号は否決されました。

次に、意見書第3号衆院比例定数80議席削減に反対し民意が反映する選挙制度への抜

本改革を求める意見書(案)は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(少数起立)

○議長(田中良隆君) ご着席願います。起立少数であります。よって、意見書第3号は否決されました。

次に、意見書第4号緊急事態基本法の早期制定を求める意見書(案)は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長(田中良隆君) ご着席願います。起立多数であります。よって、意見書第4号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書第5号心の健康を守り推進する基本法の制定を求める意見書(案)は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長(田中良隆君) ご着席願います。起立多数であります。よって、意見書第5号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書第6号環太平洋経済連携協定(TPP)交渉に関する意見書(案)は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長(田中良隆君) ご着席願います。起立多数であります。よって、意見書第6号は原案のとおり可決されました。

本日可決されました意見書につきましては、その条項、字句整理等を要するものについては本職に一任されたいと思います。

これにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(田中良隆君) ご異議なしと認めます。よって、条項、字句整理等を要するものについては本職一任することに決しました。

なお、意見書は、本職より直ちに関係機関に提出いたします。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許します。

○市長(山仲善彰君) 平成24年第1回野洲市議会定例会の閉会に当たりまして、ごあいさつを申し上げます。

本定例会では、議員の皆様には、去る2月29日から本日までの27日間にわたり、慎重にご審議を賜り、まことにありがとうございました。平成24年度当初予算を初め、多くの重要案件につきまして厳正にご審議の上、すべての議案について原案のとおりお認めをいただき、まことにありがとうございます。心よりお礼申し上げます。

本定例会の代表質問、一般質問、また議案質疑を通じて、財政運営、農業政策、子育て支援対策、高齢化対策など、さまざまな分野における施策に対して貴重なご意見、ご提案をいただきました。これらを真摯に受けとめ、今後の安全で活力ある元気な野洲のまちづくりに活かしてまいります。

平成23年度も残すところあとわずかとなり、週末からは新しい年度が始まります。ただいまお認めいただきました新年度予算に基づき、野洲の元気と安心の実現に取り組んでまいります。

当面の重要課題といたしまして、まず中核的医療機関の新たな整備の可否検討があります。市が関与する病院整備の可能性について、規模・機能・立地場所等を想定して、健全経営の可能性とリスク、市の財政負担などを、新病院整備可能性検討委員会において公開の場で慎重にご検討いただき、今年度前半までには市として一定の方向性をまとめていきたいと考えております。

また、クリーンセンターの更新整備につきましては、立地をご了承いただいた地元のご理解とご協力を得ながら、平成28年度操業に向けて環境アセスメントや設計業務を進めてまいります。

総合防災センターの整備につきましては、入札中止という事態を招き、その工程に遅れが生じましたが、市民の安全・安心のために早期完成を目指して努力をしております。

また、3月28日には大津湖南都市計画区域区分の変更が告示され、市三宅・行畑・野洲地区約17.4ヘクタール、市三宅東部地区約0.1ヘクタールが市街化区域に編入されます。今後は、国土利用計画の見直し、交通ネットワークの検討を行い、今議会でお認めをいただきました景観条例と合わせて、活力とうるおいのあるまちづくりを進めてまいります。

さらに、児童虐待防止、特別支援教育や不登校児童・生徒の支援体制の充実、高齢者サービスの充実などにも取り組んでまいります。

樹木は上に向かって大きく伸びるためには、広く深く根を張っていかなければなりません。まちづくりも同様でありまして、財政健全化を初め、道路・交通・河川・土地利用な

どの基盤を整え、市民サービスの充実を図るとともに、透明・公平・誠実でうそのない行政運営を進め、にぎわいと安心のもっと元気な野洲を目指して、職員と力を合わせて5万人市民の福祉の向上と市の発展のために頑張ってまいります。

今後とも議員皆様の一層のご理解とご鞭撻をお願い申し上げます。議員の皆様にはご多忙のことと存じますが、ご自愛の上、市民福祉の向上と市発展のために一層のご活躍をいただきますことを心からご祈念申し上げまして、閉会に当たりましてのごあいさつといたします。誠にありがとうございました。

○議長（田中良隆君） これをもちまして、平成24年第1回野洲市議会定例会を閉会いたします。議員の皆さん、執行部の皆さん、長時間ご苦勞さまでございました。（午後4時43分 閉会）

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成24年3月26日

野洲市議会議長 田 中 良 隆

署 名 議 員 鈴 木 市 朗

署 名 議 員 内 田 聡 史